

福島県水源地域保全条例（案）に対する意見及び県の考え方

番号	該当箇所	意見	県の考え方
1	骨子 第2条「定義（水源地域）」 第7条「水源地域指定」	<p>水源地域の定義は「知事が指定した区域」とあるが、具体的な内容を土地水対策室に確認したところ、森林のある区域を大字単位で指定する方向で考えているとの説明を受けた。</p> <p>対象となり得る区域があまりに広すぎるのではないか。</p> <p>例えば、保安林のうち知事が指定した区域などに限定するべきである。</p> <p><理由> 条例（案）の目的とするところは理解するものの、森林所有者が固定資産税等の税負担や立木価格の低迷に直面している中で、今回の条例案は、森林所有者に新たな負担を課する内容となっているため。</p> <p>森林所有者同士の所有権移転であっても届出が必要となりかねずナンセンスである。</p>	<p>水循環基本法の理念に即し、水源の水質や水量が損なわれないよう施策を講じ、健全な水循環の維持に寄与することを、本条例の主たる目的としており、川や湖、ダムなどの公共用水の供給源である、「森林の区域」の保全が重要であると考えております。</p> <p>また、「森林周辺の区域」についても、その土地の利用方法によっては周辺の森林へ影響を及ぼすおそれがあるため、保全することが重要であると考えております。</p> <p>これらの区域について県民や事業者へ明確に示すため、森林の区域をベースとして大字単位で指定する必要があることをご理解いただきたいと考えております。</p>
2	骨子 第8条「届出」	<p>新たな届出制度を設けるのではなく、森林法に基づく所有者変更届や、不動産取得申告といった既存の制度の情報を活用するべきである。</p> <p><理由> 森林所有者に新たな負担を求める内容であるため、また、森林所有者同士の円滑な取引が阻害されるため。</p> <p>少なくとも、現所有者ではなく、新たに所有者等になったものが届け出るとしていただきたい。</p>	<p>本条例は、森林法等で規定されていない「事前」の届出制度を設けるものであり、既存の制度では対応が困難と考えております。</p>
3	骨子 第8条「届出（対象外）」	<p>土地の面積が0.5ha未満ではなく、5ha未満とするなど、対象外となる面積を拡大するべきである。</p> <p><理由> 森林所有者に新たな負担を求める内容であるため、また、森林所有者同士の円滑な取引が阻害されるため。</p> <p>一筆1～5ha程度の森林は数多くあり、対象範囲が広すぎる。</p>	<p>小規模な土地取引は水源への影響が小さいと考えられるため、国土利用計画法上の届出に準じた面積要件を設けるものです。</p> <p>国土利用計画法上、森林の存する区域は市街化調整区域、非線引都市計画区域、都市計画区域以外の区域に分けられ、各区域とも0.5ha未満は届出対象外としております。</p> <p>本条例で指定しようとする水源地域は、国土利用計画法上の市街化調整区域、非線引都市計画区域、都市計画区域以外の区域の3区域を合わせたものとほぼ同じになることが見込まれるため、国土利用計画法に準じ、届出対象外とする小規模な土地取引は、0.5ha未満のものにしたいと考えております。</p>
4	骨子 第8条「届出（対象外）」	<p>「契約の当事者の一方又は双方が国～である場合」に、森林組合員である場合を対象外として追加するべきである。</p> <p><理由> 森林組合は森林所有者の経済的社会的地域の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るための団体である（森林組合法第1条）。</p> <p>当該法律の趣旨を踏まえれば、森林組合員が当事者となった契約は届出の対象外とするのが妥当である。</p>	<p>「森林の区域」及び「森林周辺の区域」の保全のためには、森林所有者（森林組合員である場合を含む）を含め幅広く届出を出していただき、その土地の利用目的等の情報を把握することが不可欠であるため、届出対象に含めることをご理解いただきたいと考えております。</p>
5	骨子 第8条「届出（対象外）」	<p>森林所有者が森林を購入する場合を対象外として追加するべきである。</p> <p><理由> 森林所有者に新たな負担を求める内容であるため、また、森林所有者同士の円滑な取引が阻害されるため。</p> <p>当方は一定規模の森林を所有しているが、次の世代のために境界整理等を目的とした森林売買を進めている。</p> <p>そのような場合であっても、開発行為を行うものと一括りにして規制対象とされることは納得できない。</p>	<p>「森林の区域」及び「森林周辺の区域」の保全のためには、森林所有者（森林組合員である場合を含む）を含め幅広く届出を出していただき、その土地の利用目的等の情報を把握することが不可欠であるため、届出対象に含めることをご理解いただきたいと考えております。</p>